

○財務省告示第四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年一月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月十日
財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

- 一 名称及び記
利付国庫債券（三十年）（第四十
五回）
- 二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項
- 三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
- 四 発行方法

ロ
国
債
市
場

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
争 額

入 価
札 格
発 競
行 争
争 額

・ 別
第 参
II 加
非 者

債 市
場 及
び 特
国 国

争 入
札 格
発 競
争 額

非 入
札 格
発 競
争 額

者 入
札 格
発 競
争 額

特 入
札 格
発 競
争 額

国 入
札 格
発 競
争 額

五

イ

方 募

入 価
札 格
発 競
行 争

法 入
決 定
の

特 五 額 た 条 特 八 つ 定 う 額
別 万 で 利 第 別 十 い に ち 面
会 円 三 付 一 会 二 て 基 ` 金
計 千 国 項 計 億 は ` き 政 で
に 八 債 の に 五 ` 額 発 法 六
関 百 に 規 関 九 面 行 し 四 百
す 四 つ い に る 百 金 た 条 三
る 十 て 基 律 十 五 二 付 国 項 二
法 九 は ` き 第 四 万 千 五 債 の 億
律 四 億 ` 額 発 行 十 七 `
第 四 千 四 面 金 し 七 `
四 十 十 金 し 七 `

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 の 場 そ の う
額 範 特 那 ち
を 囲 別 参 募 応
割 内 加 者 額 募
り にお 者 額 募
当 いて 各 の 割
て 各 の 割 高
る 。 申 応 り い

発 別 に ご 務
行 参 よ と 大
と 者 発 応 が
い 第 (限 国
う) II 以 度 債
非 一 下 額 市
格 国 を 定 特
競 争 市 め 別
入 場 も 参
札 特 の 者

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金					七 払 込 金 額															
		行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加
平成二十七年一月十六日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	額 の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 八 十 七 億 四 千 五 百 二 十 六 万 円					六 百 十 億 四 千 四 十 六 万 円	五 万 円	六 千 九 百 七 十 三 億 四 千 三 百 八 十		で 千 三 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七		で 五 百 六 十 三 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

十 十
三 二

十 一
ロ イ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

二 額 五 額
銭 面 銭 面
金 以 金
額 上 額
百 の 百
円 そ 円
に れ に
つ ぞ つ
き け き
百 の 百
八 応 八
円 募 円
四 価 二
十 格 十

(一) 年 一
募 入 五
払 決 一
金 定 セ
額 の ン
に 通 ト
加 知
え を
、 受
次 け
の た
第 の
二 算 者

む 十 式 は
も 号 に 、
の によ 払
と 規 り 込
す 定 算 金
る し 出 額
期 た 加
日 金 え
に 額 を
払 を 次
い 第 の
込 二 算 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 27}{100 \times 365}$$

(一) 発行時において、その利子に

る が を じ 額 よ に 座 も 係
場 非 発 た に り つ に の る
合 居 行 金 百 算 い 記 と 所
に 住 時 額 分 出 て 載 し 得
は 者 に 一 の し は 又 て 税
、 又 お た 二 た 、 は 振 が
前 は だ 十 金 前 記 口 泉 源
記 外 て し ・ 額 記 録 口 泉 徴
(一) 国 取 、 三 か (一) さ 座 簿 収
算 人 す 該 五 当 算 る の 簿 中 さ
式 得 当 一 ら の れ 簿 中 さ
に 者 債 乗 金 に の 口 る に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限度
十七 償還金額
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十七年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成五十六年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年一月十六日